光達距離　四・〇海里
明弧削除
高さ削除
変更年月日　平成二十四年十一月十五日
記事　一時変更
名称　細島港船だまり防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県細島港（船だまり防波堤外端）
北緯　三二―二五―四三
東経　一三一―四〇―〇三

○関東地方整備局告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　小田原都市計画道路事業三・五・十号城山多古線及び三・五・二号小田原山北線

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月十九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県小田原市久野字山神下及び字多古境、多古字下山神、字上山ノ神及び字妙泉寺前並びに穴部字下河原、字東久保、字上河原及び字中久保地内

使用の部分　神奈川県小田原市久野字多古境及び多古字下山神地内

○中部地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十九日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
別紙	敷地の幅員	延長
静岡市清水区小島町字無東坂一三九三番一地内	前　一三・九〇メートル	後　一三・九〇メートル
静岡市清水区小島町字無東坂一三九三番一地内	前　一八・四〇メートル	後　二四・二〇メートル
静岡市清水区小島町字無東坂一三九三番一地内	前　二四・二	